

# 柿生保育園・柿生かきっこ保育園保護者会規約（案）

## 【名称】

柿生保育園・柿生かきっこ保育園保護者会連絡協議会と称し、事務所を柿生保育園におく。

## 【目的】

- i) 園及び保護者、子どもの結びつきを深めること。
- ii) 会員相互の親睦を図り、教養を高めること。
- iii) 園の保育内容の向上のため、助成に関与すること。
- iv) 園児の健康と安全を守ること。

## 【会員】

登園在園児の保護者および職員にて構成する。

## 【役員】

役員とは、大役員（会長・副会長・書記・広報・会計）、会計監査およびクラス役員とで構成され、以下の通りとする。

会	長：	1名	
副	会 長：	2名	
書	記：	1名	
広	報：	1名	
会	計：	1名	
会 計 監 査：		2名（含む職員1名）	
ク ラ ス 役 員：		0～4歳児各クラス 2名	柿生かきっこ保育園 2名
		5歳児クラス 4名	
保護者会担当委員：		2名（職員）	

## 【大役員の選出】

翌年度の大役員（職員は除く）は、推薦委員会の推薦により決定し、役員承認総会で承認を得るものとする（大役員は、クラス役員を兼務しない）。

## 【推薦委員会の構成】

大役員6名から3名を選出し、これと園長・主任の計5名とする。

## 【役員任期】

毎年度4月1日より翌年3月31日までとする。

## 【役員会の開催】

大役員は必要に応じて役員会を年数回開催し、保護者会事業の具体的運営方法を協議する。

## 【会費】

在園児1名につき、月額300円とし、在園月は集金する。

## 【会計年度】

毎年度4月1日より翌年3月31日までとする。